

## 「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」に関する意見募集の結果及び 県の考え方について

「熊本県文化財保存活用大綱（素案）」について、県民の皆様から御意見を募集しましたが、寄せられた御意見の概要と、これらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。多数の御意見をお寄せいただきありがとうございました。

### 記

#### 1 募集期間

令和2年（2020年）12月28日（月）から令和3年（2021年）1月26日（火）

#### 2 意見の件数（意見提出者数）

21件（3人、1団体） ※同趣旨の意見はまとめております。

#### 3 御意見の取扱い

反映（一部反映）	御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映（一部反映）するもの	5件
補 足	寄せられた御意見について補足説明を行うもの	15件
参 考	今後の取組の参考とさせていただくもの	1件
計		21件

#### 4 御意見の概要と県の考え方

No.	御意見の概要	県の考え方	取扱区分
1	p.7 [第1章 大綱の位置付け等] [1 大綱策定の経緯と目的等 - (3)] ・「指定文化財等のみならず、地域の中で大事に守られ一定の価値が認められるものも本大綱の対象とする」等とあるが、これらは本大綱の中でどのような位置付けとなるのか。	「地域の中で大事に守られ一定の価値が認められるもの」とは、法律や条例によって指定等されていない未指定文化財のうち、一定の価値を有するものを指します。これらは法的な保護措置はなされていませんが、本大綱においては、今後も地域の中で大切に守られるべきものであり、保存・活用の対象となるものとして位置付けています。	補足
2	p.8 [第1章 大綱の位置付け等] [1 大綱策定の経緯と目的等 - (3)] ・伝統的建造物がある程度の「群」を形成する地区も大綱の対象とすることを図6 (p.8) に注として入れてほしい。	図6は文化財保護法上の文化財の体系を示す図となりますので、原図のままさせていただきます。なお、伝統的建造物がある程度の「群」を形成する地区で地	補足

No.	御意見の概要	県の考え方	取扱区分
		域の中で大事に守られ一定の価値が認められるものは大綱の対象となります。	
3	p. 13 [第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状] [1 社会的背景] ・「まちづくり機運の高まり」についての節を設けてほしい。	文化財を用いたまちづくりにおける活用については「(3)SDGsの視点と文化財を取り巻く関係者の拡がり」(p. 14)で言及しており、全体の記載のバランス上、原文のままとさせていただきます。	補足
4	p. 14 [第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状] [1 社会的背景 - (2)] ・文化財保護が財政的に厳しいので、観光による財源を得ようという意図が目立つ。	ここでは、地域の文化財を守るためにはその地域に活力が必要であり、そのための様々な手段の一つが外国人観光客等の受け入れであるとしており、必ずしも観光による財源収入のみを意図しているものではありません。	補足
5	p. 16 [第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状] [1 社会的背景 - (5)] ・平成28年熊本地震の後に創設された「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」の意義が位置付けられていないのではないか。	「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」及び基金をもとに実施している文化財復旧への支援については第6章で記載しているため、原文のままとさせていただきます。	補足
6	p. 17 [第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状] [2 熊本県の概要(地域毎の特色)] ・地域区分を現在の行政区分ではなく山地、平野部等の地形区分に準じると各地域における歴史・文化の特色が強調されるのではないか。	本大綱では、市町村との意見交換会等との関係上、現在の行政区分による地域区分を行いました。自然地形による区分によっても熊本の歴史・文化の特色をより反映させることができると考えますので、今後、大綱の取り組みを進める中で、自然地形による区分も参考にさせていただきます。	参考
7	p. 29 [第2章 大綱策定の背景と熊本県における文化財保護行政の現状] [3 文化財保護行政の現状 - (3)] ・市町村意見交換会や検討委員会での議論が、本大綱にどのように反映されたかを紹介すべきではないか。	市町村意見交換会で出された意見は、代表的なものについて「(3)県内市町村の文化財保護行政の現状」(pp. 29-30)に記載しています。また、本大綱は市町村意見交換会の意見を元に案を作成し、検討委員会等で議論を行いまとめておりま	補足

No.	御意見の概要	県の考え方	取扱区分
		すので全体の記載のバランス上、原文のままとさせていただきます。	
8	p. 35 [第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針] [1 基本的な方針] ・「地域で出土発掘した文化財はその地域で保存・活用すること」を基本方針に謳えないか。	様々な経緯により、出土文化財が出土した地域以外で保存・活用されている場合があります。御意見の内容を基本方針に謳うことは難しいですが、そのような文化財についても、本大綱第4章を中心に記載している、文化財を「活かす」、「伝える」取り組みを通じて、「地域の宝」として周知する取り組みを実施していきます。	補足
9	p. 36 [第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針] [2「文化財を次世代につなぐ」ための4要素と関連] ・「文化財を次世代につなぐ4要素」に「調べる」を加えて5要素にしたらどうか。	文化財の調査・研究（「調べる」）については、4要素のうち「文化財をまもる」の中に含めて整理していますので、原文のままさせていただきます。	補足
10	p. 37 [第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針] [3 個別方針] ・市町村と住民の民間力と一体となった新たな文化財の保存・活用の具体的方針が必要ではないか。	下記のとおり修正 p. 85 上から13行目 「様々な文化財関連団体や地域住民とも連携しながら文化財の保存・活用の取り組みを推進する」	反映
11	p. 39 [第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針] [3 個別方針 - (4)] ・人・組織を育てることにおいて、地域人の養成や民間団体の役割も検討すべきではないか。	下記のとおり修正 p. 39 下から15行目 「また、次世代を担う人材や地域で文化財保護を担う人材の育成を推進し、民間団体等との連携についても取り組むこととする。」 p. 55 下から2行目 「文化財を守り、活かす地域の担い手となる人材を数多く輩出する取り組みを民間団体等とも連携しながら推進する。」	反映

No.	御意見の概要	県の考え方	取扱区分
12	p. 43 [第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置] ・県民との協働を図るのであれば、市町村や地域住民と一体となって取り組む姿勢を示すことが必要。	文化財の保存・活用においては市町村や地域住民並びに関係団体等との連携が欠かせないものであると認識し大綱を作成しています。今後、具体的な取り組みを進める中で、関係者と連携して事業を進めていきます。	補足
13	p. 43 [第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置] ・以下の内容を記載してほしい。 ①町並み（歴史的建造物）を通して郷土の歴史を学ぶフィールドサーベイを活動の一つとする。 ②文化財の保護と生活環境の改善を同時に進める。 ③県内各地の生活環境の改善が文化財保護と併進するイメージを定着させる。	①は、第4章の「2 文化財を活かす」の取り組みに含まれるため、原文のままとさせていただきます。  ②、③をもとに下記のとおり修正 p. 50 上から4行目 「 <u>観光商品化したり、文化財周辺の環境整備を図るなど、文化財単体でなく</u> 」	反映
14	p. 47 [第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置] [1 文化財をまもる-(9)] ・市町村が作成する文化財保存活用地域計画の中で「計画の趣旨に沿って活動する団体とパートナーシップを結ぶことができる仕組みを設けること」ができるよう大綱の中で明示し、積極的に推進する姿勢を示すべき。	文化財の保存・活用をより確実に進めていくためには、様々な関係団体との連携が不可欠であることは第7章等にて記載しています。その趣旨を踏まえて、県が市町村の文化財保存活用地域計画作成を支援する中で、市町村とともに検討してまいります。	補足
15	p. 48 [第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置] [1 文化財をまもる-(11)] ・「(11)未指定文化財の保存の取り組み」において「まちづくり」の中で文化財を位置付けてもらいたい。	下記のとおり修正 p. 48 上から8行目 「文化財は、地域の歴史やアイデンティティを語り、 <u>地域コミュニティやまちづくりの核となるなど、地域をつなぐ役割を果たすものである。</u> 」	反映

No.	御意見の概要	県の考え方	取扱区分
16	<p>p. 54 [第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置] [4 人・組織を育てる - (3)]</p> <p>・熊本県には特筆すべき自然環境が保存されているため、環境保護部局との連携も重要となる。</p>	<p>下記のとおり修正</p> <p>p. 85 上から12行目 「文化・観光・地域振興・まちづくり・防災・<u>環境</u>等の各担当部局」</p>	反映
17	<p>p. 63 [第5章 県内の市町村への支援の方針]</p> <p>・取組中の文化財活用事業等の手法を具体例として紹介して伝えたほうがよい。</p>	<p>第4章「2 文化財を活かす - (2)」 (p. 50) に記載していますように、文化財活用の具体例については、本大綱とは別に文化財活用事例集を作成して紹介する予定にしています。今後も文化財の活用事業の参考となる事例や情報を積極的に発信していきます。</p>	補足
18	<p>p. 73 [第6章 防災及び災害発生時の対応]</p> <p>・以下の内容を記載してほしい。</p> <p>①平時において生活環境の一部として文化財があることの認識を高め、被災後の生活環境復旧の機運を高めるには文化財復旧の取り組みが有効であるという認識を高める。</p> <p>②災害発生後、人命、私有財産と同等にすぐに文化財救出に取り組む体制を整える。</p> <p>③復旧期において復旧復興の各分野を横断的につなぐ要素として地域の文化財を位置付け、文化財を核にした地域の歴史を学ぶ場を各分野の復興計画に取り込む。</p>	<p>第4・5章において、平時から文化財についての意識を高め、文化財を学ぶ機会を設けることを記載しています。防災・災害については、第6章において、文化財救出や復旧過程の情報発信等、平時、災害発生時、復旧期の対応をまとめていますので、原文のままとさせていただきます。</p>	補足
19	<p>p. 85 [第7章 文化財の保存・活用の推進体制]</p> <p>・行政間だけでなく、市町村、民間団体や地域住民との推進体制を具体化すべきではないか。</p>	<p>本大綱策定後に、様々な文化財の保存・活用の取り組みを実施する中で、それぞれの推進体制について検討し、具体化を図っていきます。</p>	補足

No.	御意見の概要	県の考え方	取扱区分
20	<p>p.87 [第7章 文化財の保存・活用の推進体制]</p> <p>・図15 (p.87) 中の「文化財関連民間団体」に「NPO等」と加えていただきたい。</p>	<p>「文化財関連民間団体」にはNPO等も含めて示しておりますので、原図のままとさせていただきます。</p>	<p>補足</p>
21	<p>・本大綱を受けて、各市町村が産・官・学・団・民と一体となって文化財保存活用地域計画が検討・策定されるようお願いする。</p>	<p>今後、市町村が本大綱を受けて文化財保存活用地域計画を作成される際に、産・官・学・団・民が一体となって検討を進められるよう市町村に助言していきます。</p>	<p>補足</p>